東北町第4期地域福祉計画

[令和6年度~令和10年度]

令和6年3月 東北町

はじめに

近年、少子高齢化の進行や、核家族・単身世帯の増加により、地域が抱える生活課題は複雑かつ多種多様なものになっており、町の行政サービスだけでは、問題を解決することが難しくなってきています。

私たちの東北町が、誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるまちになるためには、行政と地域住民や関係団体が協働し、様々な地域の課題に町全体として取り組んでいくことが必要です。



今回、本町において「地域福祉」を推進していく方針や、地域住民をはじめ、ボランティア、各種団体などと行政が一緒に取り組んでいくための施策を示した「東北町第4期地域福祉計画」を策定いたしました。

また、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加することが見込まれる中、判断能力が十分ではない方が必要な支援を受けるための「成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画に包含しました。

本計画では「みどりの大地の地域ふれあいまちづくり」を基本理念として掲げ、私たちの東北町をより暮らしやすくするため、これまで以上に地域住民や関係団体等との連携を図り、地域福祉に向けた施策を展開してまいります。

町民の皆さまにおかれましても一層の関心を持っていただき、地域福祉活動にご参加いただけるよう、ご協力をお願い申し上げます。

結びになりましたが、本計画の策定にあたりまして熱心にご審議いただきました東 北町地域福祉計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました関係 機関、関係者の皆さま、そしてアンケートで貴重なご意見、ご提案をいただきました 町民や地域役員の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和6年3月

東北町長 長久保耕治

目 次

	計画束走にあたつ(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.	計画策定の趣旨と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	地域福祉計画策定の法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6.	地域福祉に関連する法律・制度等の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2章	地域福祉を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.	地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3章	計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.	基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2.	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4章	施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本	▶目標1 支え合いの地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.	地域福祉意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	地域福祉活動・ボランティア活動の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	支え合い・見守り体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	民生委員、社会福祉協議会との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本	 目標2 安心して暮らせる仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
1.	microni i e i e e e e	
	情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	福祉サービス提供体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.	災害時の連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.	TE TO	
	支援が必要な人への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
-	Þ目標3 いきいきと暮らせる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	居場所づくり・交流の場づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	社会参加・生きがいづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	安全な移動手段・生活の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	計画推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	協働による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	計画の周知・普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	社会福祉協議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.	計画の進行管理、点検・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	••••••	
	計画策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などにより、高齢の親と50代の子が同居している中で起こる「8050問題」や、親の介護と育児が同じ時期に重なる「ダブルケア」といった、複雑化・複合化した課題を抱える世帯がみられるなど、家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。

人口の減少、非正規雇用の拡大、コミュニティ機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結びつきが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化しているケースがみられます。

このような中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現が求められています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という 関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代 や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をと もにつくっていく社会を目指すものです。

地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指すためには、これまでの 生活支援を必要とする方への行政からの福祉サービスの提供だけではなく、地域 住民同士の支え合い・助け合いが不可欠となってきます。

こうした背景を踏まえるとともに、第3期計画の計画期間の終了を受け、本町の地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を明確化し、より具体的かつ効果的な取り組みを進めるため、東北町第4期地域福祉計画(以下、「第4期計画」)を策定しました。

▼地域共生社会のイメージ

地域共生社会とは

◆制度·分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な 主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環

~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し合える 地域文化
- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし ◇健康づくり、介護予防 ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手を 社会に送り出す
- ◇社会資源の有効活用 雇用創出等による経済 価値の創出

地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~

- ◇就労や社会参加の場や 機会の提供
- ◇多様な主体による、暮ら しへの支援への参画

.........

すべての社会・経済活動の基盤としての地域







環境



産業



交通

2. 地域福祉計画策定の法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な生活の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備し、地域福祉を推進するための計画です。

地域住民や団体・組織など、みんながつながり支え合うことで、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などにかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で自分らしく生きがいを持ち、安心した生活を送ることができる社会を目指すものです。

▼社会福祉法第107条(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通 して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する 事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、 地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるも のとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉計画に盛り込むべき5事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

3. 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて市町村が策定し、子育て、 高齢者、障がい者といった福祉に関する部門別計画の「共通軸となる施策」を体 系化する、福祉健康分野の上位計画に位置付けられます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「成年後見制度利用促進法」)第14条1項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」について、第4期計画の中に位置付けます。

▼成年後見制度の利用の促進に関する法律(第14条)

(市町村の講ずる措置)

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

4. 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、社会 経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見 直しを行います。

5. 計画の策定体制

第4期計画の策定においては、住民の意向を反映させるため、各種アンケート 調査の実施、策定委員会の開催を実施するとともに、庁内関連部署との協議を行 います。

①各種アンケート調査の実施

地域福祉計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、住民等のニーズを十分に把握し、それらを計画に反映させていくことが必要なため、第4期計画の策定にあたっては、①18 歳以上の住民と②日頃から福祉活動に取り組む方々(地域役員)を対象に「地域福祉に関する意識調査」を実施し、地域福祉に関する住民の意識やニーズの把握を行いました。

②地域福祉計画策定委員会での審議・検討

学識経験者や福祉関係団体及び地域で活動する各種団体等の代表者で構成された「東北町地域福祉計画策定委員会」において計画の内容について審議・検討を行います。

③庁内関連部署との協議・検討

関係各課との施策連携を図る必要性から、関係する庁内関連部署と現状を踏ま えた課題把握や今後の施策検討などを行い、計画を作成します。

6. 地域福祉に関連する法律・制度等の動向

(1) 社会福祉法の改正(重層的支援体制整備事業)

平成29年に社会福祉法の一部改正がなされ、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。(平成30年4月1日施行)

地域共生社会の実現を図るため、令和2年に社会福祉法が改正され、市町村は 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(重層的支援体制整 備事業)の整備に関する事項を定めるよう努めることとされています。

(2) 生活困窮者自立支援法の一部改正

平成30年10月に改正生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因に、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情を含めることが明示され、個々の状況に応じた包括的な支援を行っていくこととされています。

福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において、生活困窮者を把握した 場合には、自立支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されました。

(3) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な計画を定めることとされており、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

認知症、知的障がい、精神障がい等により、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための成年後見制度の利用促進が求められています。

(4) 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

改正により、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施を市町村業務に

追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市町村における子育て家庭への支援の充実等が求められています。

(5) 災害対策基本法の一部改正

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び 災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が一部改正され令和3年 5月に施行されました。

改正により、避難すべき方が逃げ遅れにより被災することを防止するため、避難勧告・避難指示が一本化され、避難情報のあり方が包括的に見直されました。 また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化されました。

(6) 認知症基本法の施行

高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状を踏まえ、「共生社会の実現 を推進するための認知症基本法」が令和6年1月に施行されました。

認知症基本法では、基本理念とともに国、地方公共団体等の責務を明らかにし、 認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基 本となる事項等を定めています。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1. 地域の状況

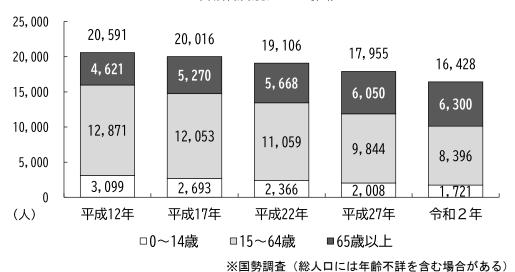
(1) 人口等の状況

①人口等の状況

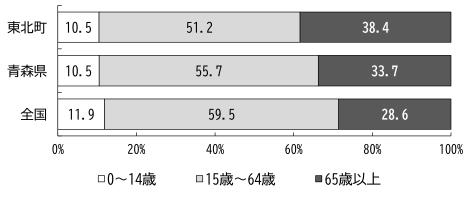
本町の総人口は 16,428 人 (令和 2 年国勢調査) で、近年の推移をみると平成 12 年の 20,591 人から一貫して減少傾向にあります。

年齢構成を全国・青森県と比較すると、本町は0~14歳、15歳~64歳の構成 比率が低く、一方、65歳以上の高齢化率は38.4%と約4割が高齢者となっており 国、県を上回る水準となっています。

▼年齢階層別人口の推移



▼年齢階級別人口割合の比較(令和2年国勢調査)



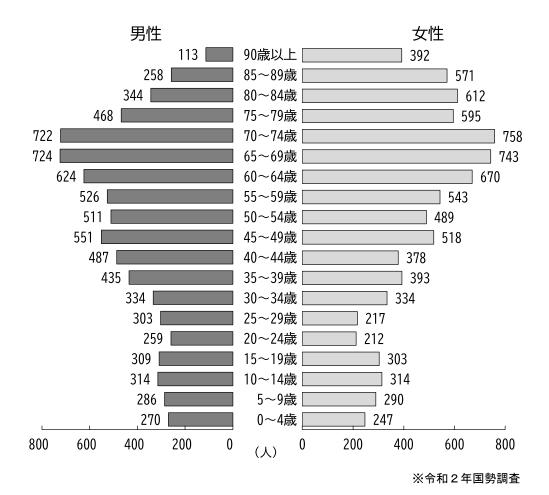
※令和2年国勢調査(令和2年国勢調査に関する不詳補完結果の数値)

②人口構造の状況

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると、男性、女性ともに65~69歳の層、70~74歳の層が多くなっています。

この層の団塊の世代(1947~49 年生まれ)が令和7年(2025 年)には75歳以上の後期高齢者となることが見込まれます。

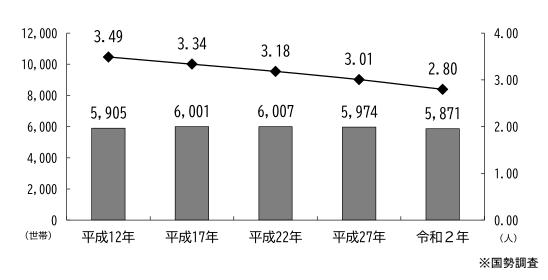
▼人口ピラミッド



(2)世帯の状況

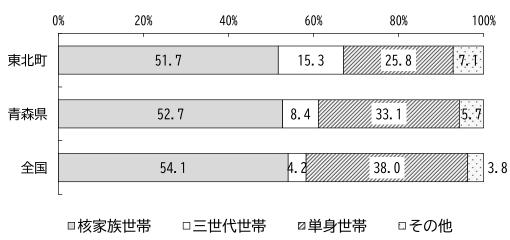
本町の世帯の状況をみると、平成 12 年の 5,905 世帯から令和 2 年では 5,871 世帯となっています。また、 1 世帯あたり人員は平成 12 年の 3.49 人から令和 2 年には 2.80 世帯となっており、世帯の小規模化が進んでいます。

一般世帯の世帯構成を国、県と比較すると、本町は三世代世帯の割合が多く、単身世帯の割合が少ない傾向がみられます。



▼総世帯数・1世帯あたり人員の推移



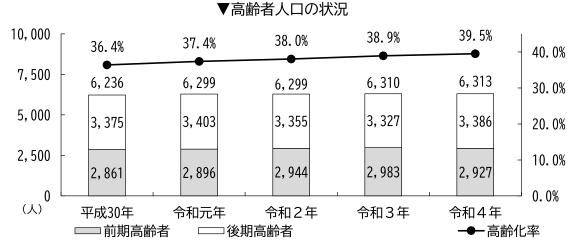


※令和2年国勢調査(一般世帯は病院、社会福祉施設等で生活する人を除いたもの)

(3) 高齢者の状況

①高齢者人口の状況

本町の高齢者人口の動向をみると、直近ではおおむね横ばいで推移しており、 令和4年で6,313人、高齢化率は39.5%となっています。

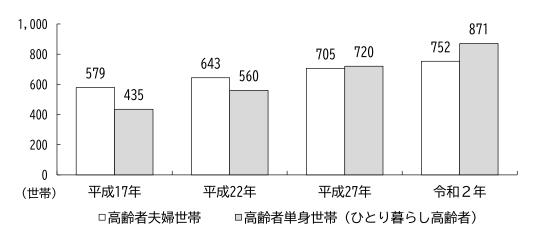


※青森県の推計人口年報(各年10月1日現在)

②高齢者世帯等の状況

本町の高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯ともに増加傾向にあり、令和2年では 高齢者夫婦世帯が752世帯、高齢者単身世帯が871世帯となっています。

▼高齢者世帯等の状況



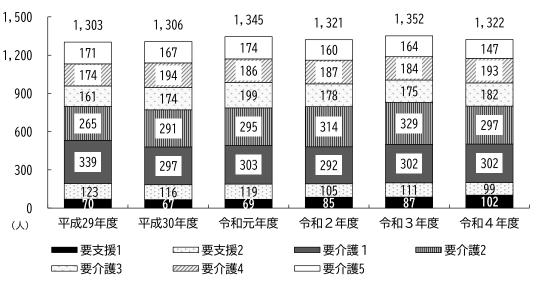
※国勢調査

③要介護認定者の状況

本町の要介護認定者(第1号被保険者)の推移をみると、増減を繰り返しながら推移し、令和4年度で1,322人となっています。

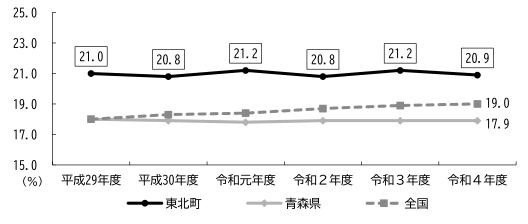
第1号被保険者における認定率をみると、本町は国、県を上回って推移しており、令和4年度では20.9%と国(19.0%)、県(17.9%)を上回っています。

▼要介護度別認定者(第1号被保険者)の状況



※介護保険事業状況報告年報(各年度3月末、令和3年度、令和4年度は月報)

▼認定率(第1号被保険者)の推移

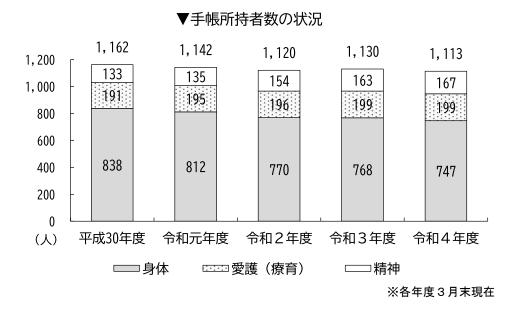


※介護保険事業状況報告年報(各年度3月末、令和3年度、令和4年度は月報)

(4)障がい者の状況

①手帳所持者数の状況

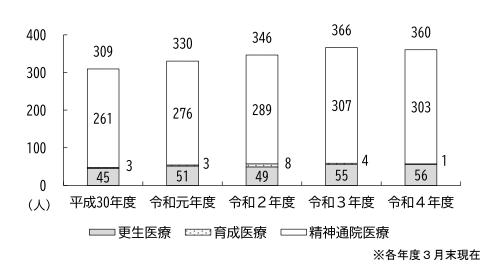
手帳所持者の状況をみると、直近では身体障がいの手帳所持者は減少していますが、愛護(療育)、精神障がいの手帳所持者は横ばいで推移しています。



②自立支援医療受給者数の状況

自立支援医療とは、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。平成30年度以降、精神通院医療が特に増加傾向にありましたが、令和3年度をピークに減少に転じています。

▼自立支援医療受給者数の状況

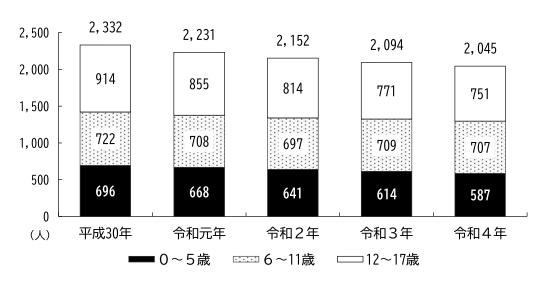


(5) 児童等の状況

①児童人口の状況

本町の児童人口 $(0\sim17$ 歳)の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和 4年では 2,045 人となっています。

▼児童人口の状況

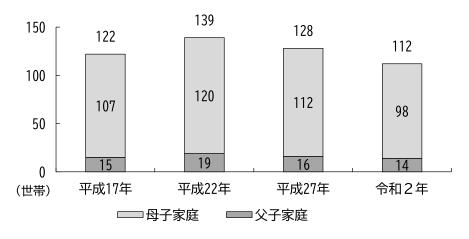


※青森県の推計人口年報(各年10月1日現在)

②ひとり親世帯の状況

本町のひとり親世帯(父子家庭・母子家庭)の推移をみると、平成22年以降減少傾向にあり、令和2年では112世帯となっています。また、令和2年の母子家庭は98世帯、父子家庭は14世帯となっています。

▼ひとり親世帯の状況



※国勢調査

(6) 外国人に関する状況

外国人の状況をみると、令和3年度から令和4年度に増加し、181 人となっています。令和4年度ではベトナムが68人で最も多く、次いで中国が57人となっています。

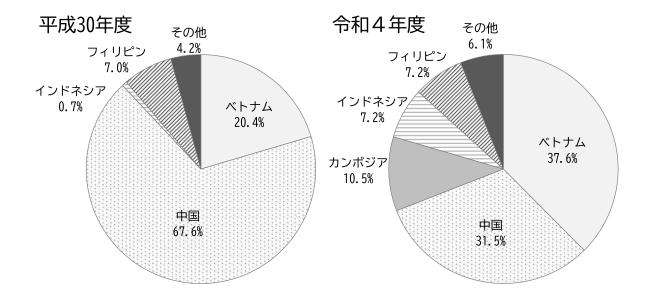
構成比をみると、ベトナムが 37.6%で最も多く、次いで中国が 31.5%、カンボジアが 10.5%で続きます。また、平成 30 年度と比較すると中国の割合が減少しています。

▼外国人の状況

(単位:人)

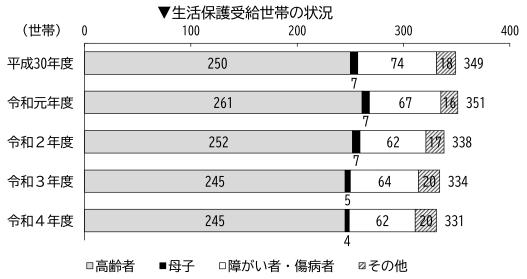
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ベトナム	29	40	65	47	68
中国	96	74	64	48	57
カンボジア	0	0	2	4	19
インドネシア	1	1	1	4	13
フィリピン	10	12	12	11	13
その他	6	6	5	7	11
計	142	133	149	121	181

※各年度3月末現在



(7) 生活保護に関する状況

生活保護受給世帯数は、令和4年度には331世帯と令和2年度以降減少傾向で推移しています。受給世帯の構成では高齢者世帯が最も多く、次いで障がい者・ 傷病者世帯が続きます。



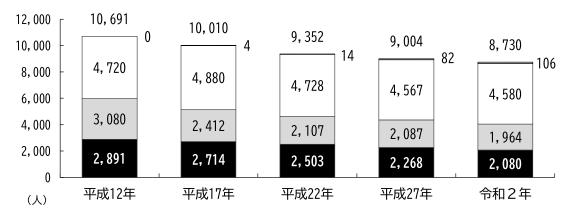
※各年度3月末現在

(8) 就労に関する状況

①就業者数の状況

就業者数の推移をみると、平成12年以降減少傾向で推移し、令和2年では8,730 人となっています。

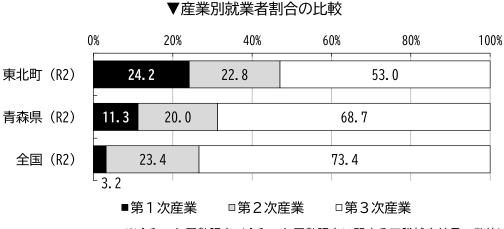
▼就業者数の状況



第1次産業 □□第2次産業 □□第3次産業 □□分類不能

※国勢調査

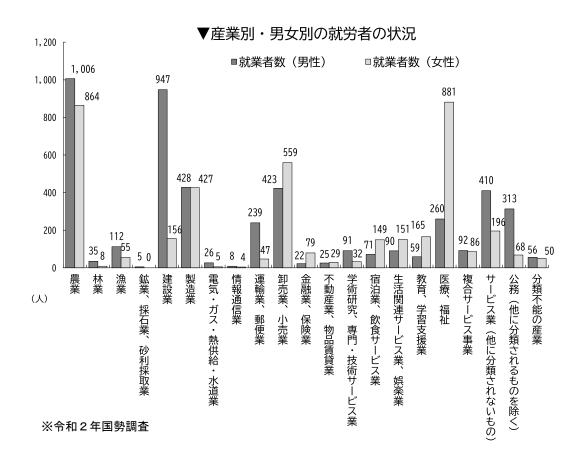
産業3区分別就業者の構成比をみると、令和2年には第1次産業が24.2%、第2次産業が22.8%、第3次産業が53.0%となっており、国、県と比較して、第1次産業の構成割合が大きく上回っています。



※令和2年国勢調査(令和2年国勢調査に関する不詳補完結果の数値)

②産業別の就労者の状況

産業別の就労者をみると、男性は「農業」、「建設業」、「製造業」の従事者が多く、女性は「医療、福祉」、「農業」、「卸売業、小売業」の従事者が多くなっています。



(9) その他地域福祉に関する状況

①ボランティアの状況

本町のボランティアの状況をみると、社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している団体は、令和5年4月1日現在で6団体(登録人数 299 人)となっています。

▼ボランティア登録団体及びボランティア登録者の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
団体数	3	4	4	3	4	6
団体登録者数	65	82	84	65	245	243
個人登録者数	1	0	0	0	63	56
登録人数(人)	66	82	84	65	308	299

※各年4月1日現在

②民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、 ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩 みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」 としての役割を果たす地域福祉の担い手です。令和5年4月1日現在、各地域を 担当する44人の民生委員・児童委員が活動しています。

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は3人で、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育て支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

▼民生委員・児童委員の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
委員人数	46	50	41	42	45	44
うち主任児童委員人数	3	3	3	3	3	3

※各年4月1日現在

③自治会

自治会は生活に最も身近な住民組織です。令和5年4月1日現在、本町には108の自治会があり、地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図るために組織しています。

近年は核家族化や価値観の多様化による自治会未加入世帯の増加をはじめ、役 員の高齢化やなり手不足などによって活動が停滞傾向にある地区もみられます。

▼自治会の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自治会数	108	108	108	108	108	108
会員世帯数(世帯)	5, 466	5, 434	5, 445	5, 391	5, 306	5, 320

※各年4月1日現在

④老人クラブ

老人クラブは、地区ごとに組織され、令和5年4月1日現在、町内に4の単位 老人クラブがあり、高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で豊かにするために活動しています。

会員数の減少がみられ、魅力ある活動への取り組みが課題となっています。

▼老人クラブの状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
クラブ数	4	4	4	4	4	4
会員数 (人)	75	57	51	46	50	50

※各年4月1日現在

⑤人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権相談や人権の考えを広める活動をしています。令和5年4月1日現在、7人の人権擁護委員が活動しています。

▼人権擁護委員の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人権擁護委員数	7	7	7	7	7	7

※各年4月1日現在

6保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇し、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動をしています。令和5年4月1日現在、8人の保護司が活動しています。

▼保護司の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保護司数	9	9	9	9	9	8

※各年4月1日現在

⑦自主防災組織

自主防災組織は、災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚 と連帯感に基づき、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいま す。令和5年4月1日現在、3の自主防災組織が結成され、身近な地域の防災活 動に取り組んでいます。

自主防災組織の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
組織数	4	4	4	4	4	3

※各年4月1日現在

2. アンケート調査結果の概要

(1) 実施概要

第4期計画の策定にあたって、町民と地域活動関係者の方々の地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方についての意向や要望等を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

▼調査対象及び調査方法等

項目	地域福祉に関する町民意識調査	地域福祉に関する町民意識調査 (地域役員用)
対象者	18 歳以上の町民	地域活動の関係者
調査方法	郵送法(郵送による配布・回収)	郵送法(郵送による配布・回収)
調査時期	令和5年9月	令和5年9月
配布数	800票(無作為抽出)	200票(悉皆抽出)
有効回収数	322 票	138 票
有効回収率	40.3%	69.0%

(2) 地域福祉意識の高揚

地域での支え合いについて、「必要だと思う」(48.8%) と「どちらかとうと必要だと思う」(35.1%)があわせた『必要』が83.9%と8割を超えています【住民/問15】。

支え合いのために必要なこととして、「住民同士の支え合い、助け合い活動ができる体制づくり」(44.1%)が最も多く、次いで「地域で取り組まれている活動の情報提供・情報発信の充実」(28.9%)、「地域での相談支援体制の充実」(27.0%)が続きます。【住民/問16】

一方で、地域のつながりの現状は、ご近所との関係として、「立ち話をする程度の人がいる」が 28.0%で最も多く、次いで「会えばあいさつをする程度の人がいる」が 24.2%となっており、「困ったときに助け合う親しい人がいる」は 20.5% と約2割となっています。また、年齢別でみると、40歳未満の層では「ほとんど近所づきあいがない」と回答する割合が多く、ご近所との関係が希薄な方が 2割以上いる結果となっています。

さらに、地域活動で困っていることとして、前回調査より「地域の付き合いが

薄くなっている」(46.6%)が大きく増加しています。【役員/10】

今後も地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう地域福祉意識の高揚を図る必要があります。

(3)地域での見守り・支え合いの充実

期待する地域社会の役割として、「災害や緊急事態の対応」(62.1%)が最も多く、次いで「ごみ収集など、日常生活における協力体制」(41.3%)、「介護の相互 扶助」(33.5%)が続きます。【住民/問12】

誰もが安心して暮らしていくために地域で重要なこととして、「見守りや安否確認」(61.6%)が最も多く、次いで「高齢者支援」(41.3%)「災害時の避難誘導・助け合い」(26.8%)が続きます。【役員/問19】

近所で支援や協力できることは、「緊急の場合に手伝いをする」(45.0%)が最も多く、次いで「話し相手をする」(27.6%)が続きます。【住民/問17】

地域で特に支援が必要な方として、「ひとり暮らしの高齢者」(70.3%)が最も 多く、次いで「高齢者や障がい者を介護している人」(43.5%)、「高齢者のみの世 帯」(37.0%)、「認知症の人」(32.6%)が続きます。【役員/問 21】

今後も、高齢者や障がい者、認知症の方など、すべての住民が安心して暮らせるよう、身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

(4) 地域活動・ボランティア活動の活性化

ボランティア、地域活動等への参加状況・参加意向について、現在の『参加している』が 14.6%となっていますが、今後の参加意向については、『参加したい』が 47.2%となっています。【住民/問 18】

福祉ボランティア活動の普及に必要なこととして、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ仕組みをつくる」(37.0%)が最も多く、次いで「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深める」(32.6%)が続きます。【住民/問19】

また、活動で困っていることとして、「メンバーが高齢化してきている」(61.6%) が最も多くなっています。【役員/問 10】

活動を支える人材や、活動のための資金の確保など、課題を抱えている団体が みられる中、ボランティア活動を活性化させるためには、支援を必要とする人と 支援する人のマッチングや、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづ くりなど参加しやすい環境づくりが必要となっています。

(5) 相談支援体制の強化

支え合いのために必要なことの上位に「地域での相談支援体制の充実」(27.0%) が挙げられています。【住民/問16】

地域福祉で重要な取り組みとしても、「身近なところでの相談窓口の充実」 (27.3%) が上位に挙げられています。【住民/問31】

社会福祉協議会に期待することとして、「活動上の相談体制の充実」(30.4%) が前回調査から増加しています。【役員/問15】

東北町役場に期待することとして、「活動上の相談体制の充実」(23.9%)が上位に挙げられています。【役員/問 15】

今後も、多様化・専門化する相談内容に対応し、地域福祉活動を推進する上で も、相談体制の強化が必要となっています。

(6)情報提供の充実

福祉に関する情報の入手方法として、「町の広報紙」(68.9%)が最も多く、なっており、年齢別の50歳未満の層では「インターネットでの検索」や「SNS」と回答する割合が比較的多くなっています。【住民/問22】

知りたい福祉情報として、「高齢者や障がい者のサービスの情報」(37.9%)が最も多く、次いで「介護保険や福祉のサービス提供事業者の情報」(34.5%)が続きます。また、年齢別の40歳未満の層では「子育てについてのサービスの情報」へのニーズが高い傾向がみられました。【住民/問23】

福祉サービスを必要とするすべての人が自分に適した、質の高いサービスを自 らの意志で選択・利用できるようにするため、対象に応じたわかりやすい情報提 供が必要となっています。

(7)福祉サービスの充実

地域福祉で重要な取り組みとして、「在宅生活が続けられるサービスの充実」 (36.6%) や施設など「安心して暮らし続けられる場を増やす」(25.5%) が上位 に挙げられています。【住民/問 31】

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、良質なサービス提供体制の整備を図る必要があります。

(8) 地域での防災体制の強化

避難所について、「知っている」が 55.0%と前回調査(49.2%) から増加しているものの、「知らない」が 45.0%となっており、避難所の周知が課題となっています。【住民/問 25】

また、災害時要援護者避難支援制度は「知らない」が93.8%と認知度が低くなっています。【住民/問26】

地域で必要な災害への備えとして、「自分や同居する家族の避難方法の確認」 (64.6%) や「危険箇所の把握」(45.0%) が上位に挙げられています。【住民/ 問 28】

高齢者や障がいのある人など要配慮者が災害時の迅速な対応が難しいため、今後も災害時要援護者を意識した防災施策の推進が必要となっています。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

▼第4期計画の基本理念

みどりの大地の地域ふれあいまちづくり

自助・尊厳の意識づくり

ふれあいの地域づくり

あんしん公前の町づくり

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

これらの課題には、「個人や家族で解決する」(自助)、「地域の人たちが協力して解決する」(互助)、「相互扶助による制度で解決する」(共助)、「行政サービスによって解決する」(公助)、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。

私たちの東北町をより暮らしやすくするため、第3期計画での取り組みを継承・ 発展させ、ふれあいのまちをみんなで築くことを目指します。

2. 基本目標

基本理念「みどりの大地の地域ふれあいまちづくり」の実現を目指し、次の基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1 支え合いの地域づくり

助け合い、支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

地域での見守り体制の充実をはじめ、 民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である東北町社会 福祉協議会との連携強化を図り、支え合う地域づくりを進めます。

主要施策

- 1. 地域福祉意識の高揚
- 2. 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- 3. 支え合い・見守り体制の充実
- 4. 民生委員、社会福祉協議会との連携 強化

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

自立した生活を支えるための様々な 福祉サービスを、必要とする人が適切に 利用できるよう、個々の状況に応じた相 談体制の充実をはじめ、的確な情報提供 を行うとともに、良質なサービス提供体 制の整備を図ります。

災害対策の強化をはじめ、権利擁護の 推進など子どもから高齢者まで、障がい の有無にかかわらず、安心して暮らせる 仕組みづくりを進めます。

主要施策

- 1. 相談体制の充実
- 2. 情報提供の充実
- 3. 福祉サービス提供体制の充実
- 4. 災害時の連携強化
- 5. 権利擁護の推進
- 6. 支援が必要な人への対応

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりがいきいきと暮らせる環境をつくっていきます。

主要施策

- 1. 居場所づくり・交流の場づくり
- 2. 社会参加・生きがいづくり
- 3. 安全な移動手段・生活の確保

第4章 施策の展開

基本目標1 支え合いの地域づくり

1. 地域福祉意識の高揚

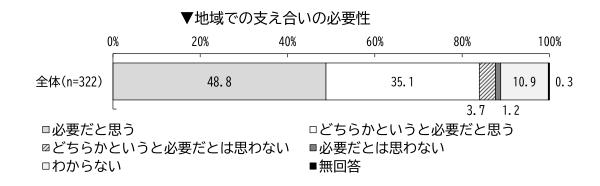
現状・課題等

地域福祉を推進していくためには、住民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることで支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本町で実施している様々な活動を通して、すべての人が地域活動や近所づきあいについてその重要性を認識することが必要です。

本町では、広報紙やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を 行うとともに、学校教育での福祉教育の推進に取り組んでいます。また、様々な体験 活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加も促進しています。

社会福祉協議会においても、広報紙やホームページでの情報提供等による啓発と ともに、社会福祉大会などの啓発イベントを開催しています。

アンケート調査においては、地域での支え合いの必要性について、「必要だと思う」 (48.8%) と「どちらかとうと必要だと思う」(35.1%) があわせた『必要』が 83.9% と 8割を超えています。



今後も地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが 主体的・積極的に地域について考えることができるよう福祉意識の高揚を図る必要 があります。

◆地域や住民の取り組み

- ・福祉に関心を持ち、福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- ・町や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- ・福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・町と連携し、広報紙やホームページを活用した広報・啓発を進めます。
- ・社会福祉協議会ホームページの充実を図ります。
- ・各種福祉イベントへの住民の参加促進を図ります。
- ・ボランティア推進校指定事業を推進し、福祉への理解促進を図ります。
- ・町と連携し、学校での福祉体験等を実施し、福祉を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・共同募金運動を通じて、地域福祉活動の必要性を伝え、福祉への理解、社会貢献の促 進を図ります。

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①啓発活動の充実	・住民ひとり一人の福祉に対する理解と参加を促進するため、 広報紙やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動を展 開します。
②小中学生に対する 福祉教育の実施	・保育所、認定こども園、小・中学校を通じて、福祉施設での 体験学習や体験ボランティアなどの福祉教育を進めます。
③相互理解の促進	・ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者に 対する正しい理解と認識を深める活動や教育の充実を図りま す。

2. 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

現状・課題等

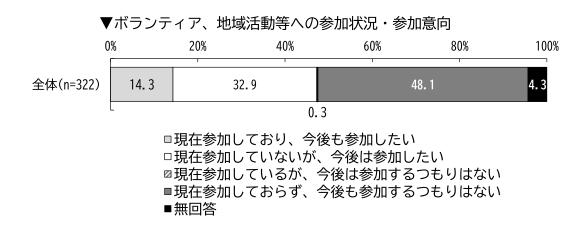
これまで児童や高齢者、障がい者などを対象に、多くのボランティア団体が活動してきており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。しかし、活動を支える人材や、活動のための資金の確保など、課題を抱えている団体がみられます。

ボランティア活動に参加したい人、意欲があっても行動に移せていない人は多い とみられます。

本町では、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加 を促進してきました。

社会福祉協議会では、ボランティア活動のまとめ役及びボランティア連絡協議会 事務局として活動促進を図るとともに、パンフレット等による啓発をはじめ、社会福祉大会等のイベント、小中学校での福祉体験活動などに取り組んでいます。

アンケート調査では、現在の参加状況について、「現在参加しており、今後も参加したい」(14.3%)と「現在参加しているが、今後は参加するつもりはない」(0.3%)をあわせた『参加している』が 14.6%となっています。今後の参加意向について、「現在参加しており、今後も参加したい」(14.3%)と「現在参加していないが、今後は参加したい」(32.9%)をあわせた『参加したい』が 47.2%となっています。



今後は、これまで続けてきた活動を継続し、内容の充実が図れるよう、人材、資金を含めた支援策が求められるとともに、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりも必要です。

また、支援を必要とする人と支援する人のマッチングが十分に行われておらず、今後は、コーディネート機能の強化とともに、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりが求められています。

◆地域や住民の取り組み

- ・地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ・ボランティア養成講座等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- ・できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ボランティア活動を支援する相談体制やコーディネート機能の充実を図ります。
- ・ボランティアに関する理解と関心を深めるため、講座等の開催や情報提供の充実により、福祉活動の担い手を育成します。
- ・地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。

取り組み	具体的な内容
①ボランティア 活動の支援	・地域福祉活動を行うボランティア団体等に対し、活動の場の提供 や情報提供、活動資金の援助などの支援を行い、活動の活性化を 図ります。
	・ボランティア活動を新たにはじめようとしている住民や団体等に 対し、必要な助言や各種情報提供を行います。
②ボランティア 連絡協議会の 充実	・ボランティアグループ、個人ボランティアに対しボランティア連絡協議会への加入を促進し、連絡調整を図ります。・ボランティアに関する情報の提供、調整、活動団体同士の相互交流を促進します。
③ボランティア のきっかけづ くり	・ボランティア養成講座等の実施により、若い世代や元気な高齢者のボランティアへの参加を促進します。・小中学校等の学校教育の場で、ボランティア体験の機会を増やしていきます。

3. 支え合い・見守り体制の充実

現状・課題等

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての住民が安心して暮らせるよう、 日頃からの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

本町では、住民参加による地域福祉活動の一環として、ほのぼの交流協力員等で構成する住民ボランティアによる高齢者等への友愛訪問や見守り活動を行っています。また、生活支援サービス事業として、配食サービス事業による見守り、見守り活動推進事業を実施しています。

認知症の人の行方不明を防ぐため、徘徊高齢者等見守りネットワーク事業を実施し、徘徊のおそれのある認知症高齢者等を地域の支援を得て早期に発見できるよう、普段からの地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築の一体的な取り組みを進めています。

生活支援コーディネーター(生活支援体制整備事業)が協議体による地域のニーズ や資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、多様 な事業主体(NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等)の参画 を得ながら連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を生かした地域の支援体制 の充実・強化に取り組んでいます。

子どもの見守りに関して、「子ども110番の家」の普及促進や、パトロール活動の実施などに取り組んできました。

今後も、関係機関が連携し、より充実した見守り体制の整備が求められます。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・日頃からあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔がみえる関係づくりに努めましょう。
- ・あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- ・認知症などへの理解を深めましょう。
- ・虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社 会資源の開発を図ります。

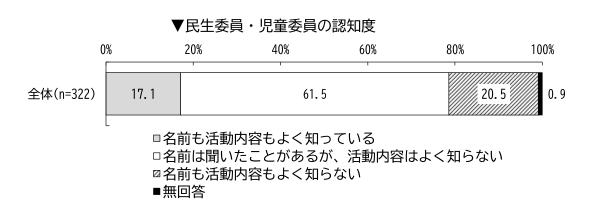
取り組み	具体的な内容
①子どもや高齢者 の見守り活動の 推進	 ・「子ども110番の家」の普及促進、地域での見守り促進など子どもの見守り充実促進を図ります。 ・認知症の人の行方不明を防ぐ見守りのため、普段からの地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築の一体的な取り組みを進めます。 ・社会福祉協議会や地域の関係機関との連携を図り、高齢者の見守り体制整備を行います。
②ご近所や自治会 における取り組 みの支援	 ・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。 ・より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めます。
③関係者のネット ワークづくり	・生活支援コーディネーターを中心に、関係者間の情報共有を図 りやすくするため、地縁、NPO、活動団体等のネットワーク づくりを図ります。

4. 民生委員、社会福祉協議会との連携強化

現状・課題等

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の方から生活上の問題や 悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の 担い手で、本町では、現在、各地域を担当する民生委員・児童委員が活動しています。

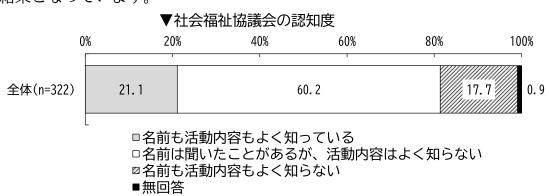
アンケート調査において、民生委員・児童委員の認知度をたずねたところ、「名前 は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が 61.5% を占めています。



地域福祉活動において重要な役割を担う、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。

東北町社会福祉協議会は、会の基本理念を『住み慣れた地域で安心して生き活きと暮らせる福祉のまちづくり』として、①住民参加による支え合いネットワークの推進、②地域福祉サービスの充実、③福祉教育並びに啓発活動の充実、④ボランティア活動の推進、⑤相談支援活動の充実、⑥災害時の対応・強化、⑦社協の機能・体制の強化といった事業を推進し、町、地域住民と連携して地域福祉の充実を図っています。

アンケート調査では、社会福祉協議会の認知度について「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が 60.2%を占め、活動内容が周知されているとはいえない結果となっています。



本町の社会福祉協議会は、地域福祉の推進・調整役として大きな役割を担っていることから、今後も町と連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・民生委員・児童委員、地域福祉委員の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ・地区の民生委員・児童委員、地域福祉委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に 協力しましょう。
- ・社会福祉協議会の活動を理解し、活動を支援しましょう。
- ・社会福祉協議会の各種福祉事業に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・民生委員・児童委員と身近な生活相談に対応できるよう連携を図ります。
- ・民生委員・児童委員協議会との情報共有に努めるとともに、活動推進のために定期的な協議を行います。
- ・地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。
- ・地域福祉事業や介護保険・障がい者自立支援事業等の推進を図ります。
- ・地域福祉を推進する中心的な組織として、町、住民、事業所、関係機関との連携強化 に努めます。
- ・社会福祉協議会の活動について、住民への周知を図り、理解促進に努めます。

取り組み	具体的な内容
①民生委員・児 童委員への支	・誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委 員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。
援 	・民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確にアドバイスが できるよう、研修会や情報提供等を行います。
②社会福祉協議	・社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織
会への活動支	として位置付け、積極的な活動展開を期待し、支援を行うととも
援と連携強化	に、連携の強化を図ります。
③福祉活動への 支援	・社会福祉協議会と連携し、地域で福祉活動をしている人や団体を 支援します。

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

1. 相談体制の充実

現状・課題等

各種福祉サービスの多様化、家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、 身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況 に応じた相談体制の充実も求められています。

本町では、担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター等の機関で相談を行っています。

地域の高齢者相談窓口は、地域包括支援センター及び町内に3か所ある在宅介護 支援センターを「身近な相談機関」と位置付け、相談対応に努めています。

また、東北町保健福祉センター内に子育て世代包括支援センター『Mon・BeBe(モン・ベベ)』を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口の強化、切れ目なく相談しやすい体制の強化を図っています。

障害者自立支援法に基づく相談支援事業を実施し、必要な情報の提供や助言、障害 福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っています。

社会福祉協議会では、福祉に関する悩みごとや日常生活での心配ごとなど様々な 相談に対応しています。さらに、生活困窮者自立相談支援事業も実施しています。

地域では、民生委員・児童委員により福祉制度や日常生活にかかわる相談を受ける など、必要な援助・支援を行っています。

今後、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援 等が求められている中、多様化・専門化する相談内容に対応するための相談体制の強 化を検討していく必要があります。

◆地域や住民の取り組み

- ・悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ・困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談 窓口を紹介しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題 を抱える世帯への相談支援の強化を図ります。
- ・民生委員・児童委員等と連携し、うつ、ひきこもり、虐待、生活困窮など、地域の潜 在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげていきます。

取り組み	具体的な内容
①身近な相談窓 口の充実	 ・窓口における相談体制の充実に向けて、窓口での接遇向上や相談しやすい環境づくりを図るとともに、各関係機関との連携を強化しながら、個々のケースに応じた相談に努めます。 ・身近な場所で相談できる体制(民生委員や在宅介護支援センター等)の充実を図ります。 ・地域包括支援センターの総合相談機能の充実を図ります。 ・様々な支援を切れ目なく提供できるよう、地域生活拠点等の整備を行います。
②関係機関との 連携体制の強 化	・住民からの相談に携わる町職員や民生委員・児童委員等が、地域 の問題解決を速やかに行えるよう、関係機関との連携体制の強化 を図ります。 ・広報やパンフレット、地域包括支援センター等の相談支援機関と 連携し相談窓口の周知を図ります。

2. 情報提供の充実

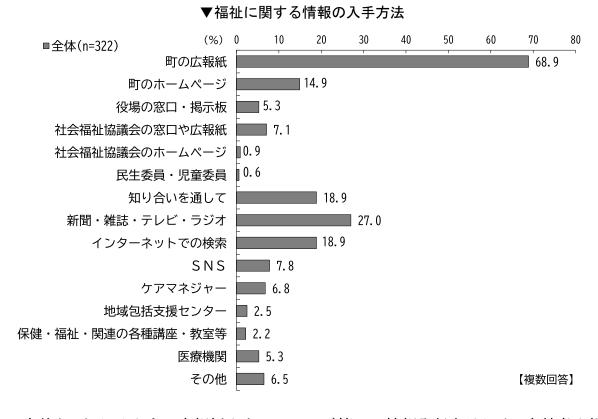
現状・課題等

住民が何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知ることが必要です。このため、利用者本位の考え方に立ち、福祉サービスを必要とするすべての人が自分に適した、質の高いサービスを自らの意志で選択・利用できるようにするため、対象に応じたわかりやすい情報提供が必要です。

本町では、広報紙やホームページ、SNSを活用した広報等を実施するとともに、 本庁の各課や出張所、地域包括支援センター、各関係機関等との連携を強化しなが ら、個々のケースに応じ必要な情報提供に努めてきました。

社会福祉協議会においても、社協だよりの発行、ホームページ、パンフレット等を 通じて、福祉情報の提供に努めています。

アンケート調査では、福祉に関する情報の入手方法として「町の広報紙」(68.9%) が最も多く、情報の入手手段として広報紙の役割が非常に大きいことがうかがえま す。



今後も、わかりやすい広報紙やホームページ等での情報発信をはじめ、高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達手段の充実とともに、個人情報の保護に配慮しながら、よりきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが求められています。

◆地域や住民の取り組み

- ・町、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ・口コミは大きな情報源になるため、福祉情報をまわりの人にも伝えましょう。
- ・各種団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉に関する情報やボランティア団体等の活動紹介など、積極的な情報発信に努めます。
- ・社協だよりや広報紙への掲載情報について、わかりやすい情報の提供に努めます。
- ・社会福祉協議会のホームページの充実を図り、タイムリーな情報発信に努めます。

取り組み	具体的な内容
①広報紙での情 報提供	・福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、広報紙をはじめ、ホームページ等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。・広報紙や各種冊子等の読みやすさへの配慮を進めます。
②インターネット、SNSを	・ホームページや東北町公式SNSを活用した情報配信を積極的に
活用した情報	進めます。 ・防災メールや学校安全情報配信システムの周知、登録促進を図り
提供	ます。
③各種手当・制	・広報やパンフレットなどでの情報提供を行うとともに、各種研修会などを活用して、制度やサービス内容の周知を行います。
度の周知徹底	・民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。

3. 福祉サービス提供体制の充実

現状・課題等

子育て支援

令和元年度に「東北町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みどりの大地と小川原湖に彩られた環境の中 子どもが健やかに育つ・いのち輝くまち・とうほく」を基本理念に掲げ、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を行い、加えて、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進しています。

高齢者

令和5年度に「東北町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、「高齢者の笑顔・元気・活力があふれ 安心して暮らせる とうほくまち」を基本理念に、①高齢者が生きがいを持てる地域づくり、②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、③高齢者の生活を支える地域づくり、④地域包括ケアシステムによる安心づくり、⑤持続可能な介護保険事業の運営を基本目標と位置付け、高齢者の生活支援・介護保険事業の充実とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めています。

障がい者

令和2年度に「東北町障害者基本計画」を策定し、「人にやさしい健康福祉のまち」を基本理念に掲げ、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備を推進してきました。

また、令和5年度に「東北町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を 策定し、これまでの利用状況やニーズに基づき、各種障がい者福祉に関する制度 の動向を見据えた上で、本町における障害福祉サービスを見込み、その確保を図っ ています。

◆地域や住民の取り組み

- ・利用できる福祉サービスについて、適切に活用しましょう。
- ・サービス充実のための提言やアンケートの機会に積極的に参加しましょう。
- ・各種福祉計画の内容を、広報紙、ホームページ等で理解し、計画の推進に協力しま しょう。
- ・町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・サービス提供事業者は、利用者のニーズを把握してサービス内容の改善・充実を図りましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・社会福祉協議会が実施する生活支援サービスを、住民にわかりやすく周知し、福祉 的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきま す。

取り組み	具体的な内容
①子育て支援の充実	 ・多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供及び教育環境の整備など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。また、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援します。 ・妊産婦・乳幼児への家庭訪問や乳幼児健診により、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について一層の充実を図ります。 ・育児や発達に不安のある親子に対して関係機関と連携しながら、早期からの発達支援、親子支援を継続して実施します。
②高齢者支援の 充実	・地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの取り組みを土台 に、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮 らしを継続できるための取り組みを推進します。
③障がい者支援 の充実	 ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに参加するための福祉施策を推進します。また、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。 ・障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。

4. 災害時の連携強化

現状・課題等

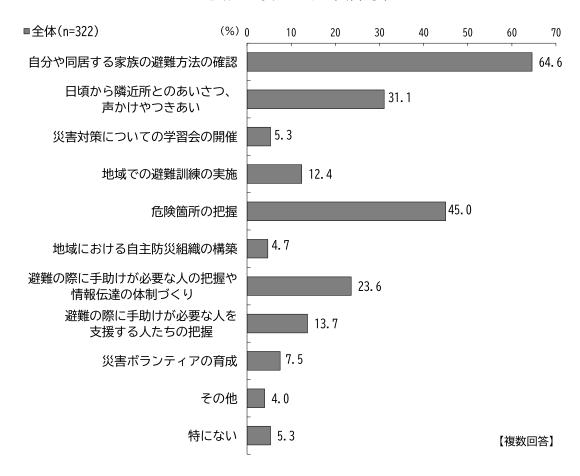
火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など要配慮者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

本町では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、 災害発生時の情報連絡体制など地域での防災体制の強化を図っています。

避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関への情報提供について、同意が得られた 方について、順次個別避難計画を作成し、民生委員や消防、福祉避難所と情報を共有 しています。

アンケート調査では、地域で必要だと思う災害対策は「自分や同居する家族の避難 方法の確認」が最も多く、次いで「危険箇所の把握」、「日頃からの隣近所とのあいさ つ、声かけやつきあい」が続きます。

▼地域で必要だと思う災害対策



今後は、防災対策にあたっては、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向 にある中、災害時要援護者を意識した防災施策の推進や高齢者や障がいのある人が 地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが必要です。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・地域で見守るべき方が誰なのかを把握しましょう。
- ・避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- ・家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- ・防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・災害発生時に、ボランティアによる地域の活動が円滑に行えるよう、町や関係機関 と連携して、防災に関する情報提供等必要な支援を行います。

取り組み	具体的な内容
①防災意識の高 揚	 ・防災訓練等の実施により、防災、減災に向けた準備の促進と、いざというときに適切な行動がとれるような知識の普及を図ります。 ・災害時の危険箇所や避難場所、避難路等をまとめたハザードマップを作成・配布し、災害時の備えに対する取り組みの促進を図ります。
②災害時等要援 護者支援体制 の充実	 ・災害発生時要配慮者、避難行動要支援者に対し迅速な対応ができるよう、今後も避難行動要支援者名簿の更新と個別避難計画の作成を進め、支援体制の強化を図ります。 ・関係課・社会福祉協議会などと連携しながら要配慮者・避難行動要支援者の実態把握、避難場所の確保の強化を図ります。 ・災害時、迅速な対応ができるよう個人情報保護に配慮しながら関係部署と定期的に情報交換を行います。
③地域の自主防 災組織の育 成・支援	・地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織の育成・ 支援を図ります。

5. 権利擁護の推進

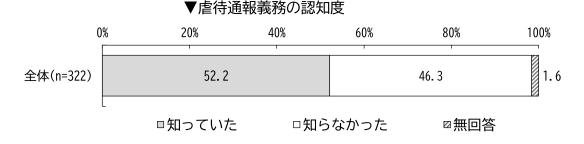
現状・課題等

虐待防止

本町は、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、児童や高齢者、障がい者を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、関係組織を対象に、虐待対応についての研修会の実施など本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めてきました。

虐待事例が発生した際は、関係者と連携して速やかに情報共有・実態把握を行い、 適切な対応に努めています。

しかし、アンケート調査をみると、虐待通報義務の認知度では「知らなかった」が 46.3%を占めており、制度の認知度が高いとはいえない状況となっています。



今後も、あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制が求められています。

権利擁護

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をする際に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

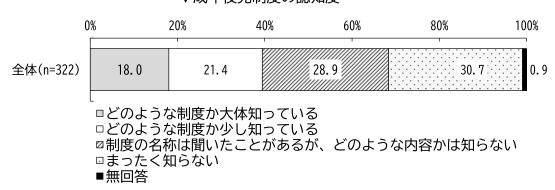
本町では、判断能力が十分ではない方が必要な支援を受けられるよう、令和4年度 に「東北町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、事業の利用につなげています。

令和4年4月から三沢・上北広域権利擁護支援センターを設置し、広域で権利擁護の普及啓発、成年後見制度の利用促進、市民後見人等の担い手の育成に取り組んでいます。

しかし、アンケート調査をみると、成年後見制度の認知度については、「まったく知らない」が30.7%、「制度の名称は聞いたことがあるが、どのような内容かは知ら

ない」が 28.9%となっており、内容は知らないが約6割となっており、制度の認知 度が高いとはいえない状況となっています。

▼成年後見制度の認知度



今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等に関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本町においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- ・身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐ に行政機関等に連絡しましょう。
- ・子どもが虐待を受けているのではと感じたら児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いち・はや・く)」に電話しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、日常生活自 立支援事業により支援します。

取り組み	具体的な内容
①虐待児童の発 見・保護体制 の整備	・要保護児童対策協議会を中心に、虐待を受けている児童・生徒の 把握・対応に努めます。 ・関係機関と連携し、被害児童・生徒が発生した場合のカウンセリ ング体制の整備を図ります。
②親の孤立防止 のための啓発	・子どもの権利や虐待予防に関して、さらに周知徹底を図ります。 ・子育て中の親がひとりで子育てに取り組まなければならないとい う強迫観念にかられて地域から孤立するケースがみられることか ら、もっと気楽に周囲の人や行政に相談したり、子育て中の親た ちとの交流ができるように意識啓発を図ります。
③高齢者・障が い者虐待防止 対策の充実	 ・地域包括支援センターの総合相談事業において、重大な虐待のおそれがある家庭が発覚した場合に、必要な措置を行います。 ・東北町高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護、養護者(家族等)に対する適切な支援を図ります。 ・東北町障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の相談・支援などを行います。
④日常生活自立 支援事業の利 用促進	・日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援を含め、広く権利 擁護支援として関係機関と連携し、尊厳ある暮らしが続けられる よう、地域全体で支えていくための仕組みづくりに努めます。
⑤成年後見制度 の周知・利用 促進	 ・広報やパンフレット等により成年後見制度の周知を図ります。 ・認知症、障がい等により、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な方が、必要な支援を受けながら安心して生活できる地域づくりに向け、中核機関を中心に成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援に関する地域連携ネットワークを構築します。

■ 東北町成年後見制度利用促進基本計画 ■

1. 成年後見制度利用促進基本計画について

成年後見制度利用促進基本計画は、法第 14 条第 1 項(市町村の講ずる措置)に基づき、本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるためのものです。

2. 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び目標

(1) 基本的な考え方

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

(2) 施策の目標

国が示す基本理念に基づき、本町の実情に応じた成年後見制度の促進を図るため、保健・医療・福祉だけでなく、新たに司法も含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指します。

- ①個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障
- ②自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重
- ③財産管理のみならず、適切な身上の保護

3. 取り組みの方向性

(1)権利擁護の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指します。

- ①地域連携ネットワークの構築
- ②中核機関※の整備
- ③市民後見人の養成

(2) 制度理解と不正防止の徹底

制度の適切な周知や普及に向け、住民、保健・医療・福祉サービスの専門職や 事業所等へ成年後見制度の研修を行います。

後見人選任後の不正防止に向けて、中核機関を中心に関係機関と必要な仕組みづくりについて検討を行います。

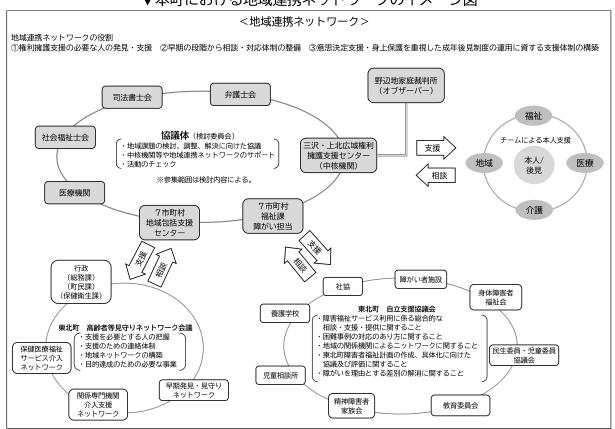
(3) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

医療や介護をはじめとする民間事業者等との地域でのネットワークにより、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行うとともに、日常生活自立支援事業と連携し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに後見制度への移行を図ります。

また、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の助成及び親族以外の第三者に対する報酬助成を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるように支援を行います。

※中核機関:地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、地域における連携・対応強化 の推進役としての役割を担うことを目的に、7市町村(三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北 町、六ケ所村)が広域で設置している機関。

▼本町における地域連携ネットワークのイメージ図



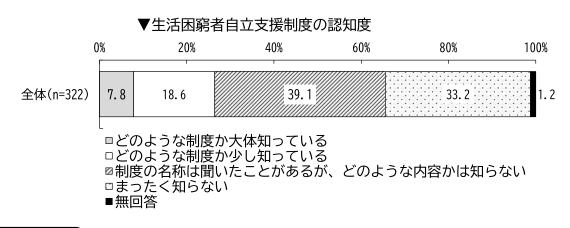
6. 支援が必要な人への対応

現状・課題等

生活困窮者

生活困窮者の自立に向け、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・支援等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めてきました。

アンケート調査において、生活困窮者自立支援制度の認知度をたずねたところ、「制度の名称は聞いたことがあるが、どのような内容かは知らない」が39.1%、「まったく知らない」が33.2%となっており、認知度は低い結果となっています。



子どもの貧困

子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月 に施行され、同年 8 月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。 貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないよう、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。

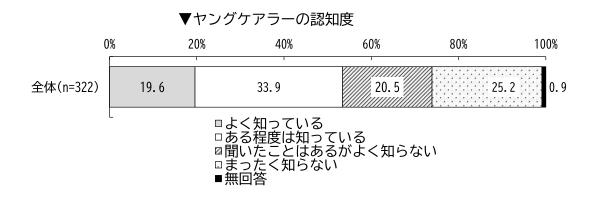
再犯防止

犯罪や非行をした人の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取り組みだけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない取り組みが必要です。

家族介護者

老老介護、認知症の方のいる家族へ支援をはじめ、同時期に「育児」と「介護」の両方に直面する「ダブルケア」や、大人が担うような責任を引き受け、親や祖父母の介護や、兄弟姉妹の世話をする18歳未満の子ども「ヤングケアラー」が課題となっています。こうした家族介護者の精神的負担の軽減や支援が必要となっています。

アンケート調査において、ヤングケアラーの認知度をたずねたところ、「よく知っている」(19.6%)と「ある程度知っている」(33.9%)をあわせた『知っている』が53.5%となっています。



今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- ・一人で悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・低所得者などを対象に必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」により、生 活の自立を促します。

取り組み	具体的な内容
①生活困窮者 への対応	・生活困窮者に対し、自立相談支援事業等を通じた自立を促進しま す。
	・きめ細かな相談対応や関係機関が行っている生活福祉資金貸付、就 学援助等による経済的支援、就労支援、住宅確保支援等の利用促進 を図ります。

取り組み	具体的な内容
②子どもの貧 困対策	・県や関係機関と情報共有しながら、保育・教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進します。 ・貧困にある、または貧困の状況に陥るおそれのある家庭に対し、早期発見に努め、各種制度に結びつけていく相談体制の充実を図ります。
	・子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣を学べる、子どもたちの 居場所づくりの整備を推進します。
③再犯防止について	・犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携を図ります。・保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。
④家族介護者 への支援	・家族介護者の精神的負担を軽減するため、保護者が交流・情報交換ができる支援を進めます。 ・家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、 介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、家族介護教 室等を実施します。

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

1. 居場所づくり・交流の場づくり

現状・課題等

地域福祉を推進していくためには、住民同士の日常的な近所づきあいや交流は重要であり、地域の状況や住民それぞれの個性を尊重し、豊かな暮らしが送れるような交流を深めていくことが大切です。

町では、高齢者を対象に通いの場や高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を推進し、近所の方々と交流を深めて、閉じこもりを防いでいきます。

認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる認知症カフェ「ほっこりカフェ」を開催しています。

また、妊産婦の交流の場として、「Mon・BeBe サロン」を開催し、参加者同士が交流を深め、子育てが楽しいと感じられる機会を提供しています。

今後は、より多くの方が利用できるよう一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・「住民主体の通いの場」など身近な居場所づくりに関心を持ち、参加しましょう。
- ・町と連携し、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施を図ります。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・通いの場について、住民主体で開催できるよう支援を図ります。
- ・町と連携し、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施を図ります。

取り組み	具体的な内容
①通いの場の充実	・社会福祉協議会と連携し、地域での居場所づくりの一環として、 通いの場の開催・充実を図ります。
②高齢者の生き がいと健康づ くり推進事業	・社会福祉協議会と連携し、近所の方々と交流を深めて、閉じこも りを防いでいきます。 ・レクリエーションや研修などを実施し、認知症の予防を図り、自 立した生活を少しでも長く送れるよう事業を推進します。
③認知症カフェ の開催支援	・「認知症カフェ」の開催を支援することにより、認知症の人とその 家族、地域住民、認知症の人を支えるつながりを支援します。
④地域子育て支 援拠点事業の 充実	・子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。
⑤地域の施設を 活用した交流 促進	・地域の交流の場として、集会所、コミュニティセンター、公民 館、公園など身近にある施設の活用を図ります。

2. 社会参加・生きがいづくり

現状・課題等

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、今後ともいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、 老人クラブ活動の支援や各種敬老事業を実施しています。

高齢者の就労機会確保の一環として社団法人中部上北広域シルバー人材センターへの支援を行っています。

障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション 活動を推進しています。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・家に閉じこもらずに、地域の色々な教室や活動に参加しましょう。
- ・事業者等は高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・高齢者等が地域で孤立することなく、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる活動を支援します。

取り組み	具体的な内容
①高齢者の生き がい・社会参 加の促進	・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいの創造を支援し、高齢者の生涯学習、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やし、働ける高齢者の雇用の促進を行います。
	・高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支 援を行います。
	・高齢者の仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりを推進するため、老人クラブの活動を支援します。

取り組み	具体的な内容	
②障がい者の社 会参加の促進	・障がい者(児)の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけるようにします。	
	・日中活動や就労の場を提供するなどの支援を行います。	

3. 安全な移動手段・生活の確保

現状・課題等

身近な移動手段

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての住民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や環境整備が必要です。

本町では、公共交通機関として青い森鉄道が走り、小川原駅、上北町駅、乙供駅、 千曳駅の4つの駅が設置されているほか、民間の路線バスが運行されています。また、町民バスを独自に運行しており、買い物等の利便性向上のため上北地区と東北地区を結ぶ路線を新たに整備しました。さらに、外出支援サービス事業(福祉有償運送)などを行い、身近な移動手段の確保に努めてきました。

今後も、多くの人が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進めるとともに、移動が困難な方への移動手段の確保に努める必要があります。

バリアフリー化

本町では、公共施設の改築時に、段差の解消や手すりの設置や多目的トイレの設置などを図ってきました。また、道路整備においても、歩道の整備やバリアフリー化に努めてきました。

今後も、多くの人が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進め る必要があります。

交通安全・防犯

交通事故の防止に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

防犯対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、学校での啓発活動の推進をはじめ、「子ども110番の家」の活用促進、学校安全情報配信システムの導入などに努めてきました。

◆地域や住民の取り組み

- ・地域ぐるみでの交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを 熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- ・あいさつや声かけがお互いにできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、 自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・町と連携・調整を図りながら、外出支援サービス事業を実施します。

Hp (1607)	目件的扑中岛
取り組み	具体的な内容
①身近な移動 手段の確保	・関係機関と連携し、公共交通機関を利用しやすい環境づくりに努めます。
	・町民バスの利便性向上を図ります。
	・社会福祉協議会や事業者等と連携し、外出支援サービスの充実など 高齢者や障がい者などの交通弱者の移動支援の充実を図ります。
②公共施設等 のバリアフ	・公共施設等の改築等に手すり設置や多目的トイレの設置などバリア フリー化を図ります。
リ一化	・高齢者や障がい者、子どもが安心して移動できるよう歩道整備や道 路のバリアフリー化を図ります。
	・施設の長寿命化計画等の計画に基づきバリアフリー化等の改修を検 討していきます。
③住宅のバリ アフリー化	・公営住宅の整備にあわせて、手すりの設置やバリアフリー化など利 用者にやさしい住宅の供給に努めます。
	・既設の公営住宅において、必要に応じて住宅改修を行い、住民の生 活の安全に努めます。
④地域での防 犯・交通安	・広報紙等を通じて、防犯や交通事故防止に向けた啓発、情報提供を 図ります。
全活動の促 進	・住民との連携・協力による交通安全活動を推進し、地域全体で交通 事故を防止する地域づくりを推進します
	・地域コミュニティ意識の向上を図り、子どもの見守りや空き巣防止 等につながる自主的な活動を促進します。
	・悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、消費生活 センター等関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実を図りま す。

取り組み	具体的な内容
⑤子どもの安 全の確保	・警察署等と連携のもと、子どもが犯罪にあわないよう、各学校での 防犯教室等を開催します。
	・防犯ブザーの配布や関係団体によるパトロール活動の促進、通学路 の合同安全点検の実施などにより、登下校時の児童・生徒の安全対 策の強化を図ります。
	・犯罪からの児童の緊急避難の場として、関係機関と連携し、住民の協力のもと、「子ども110番の家」の普及に努めます。
	・地域活動団体と連携しながら、子どもが犯罪に巻き込まれないよう 地域での見守り体制の強化を図ります。

第5章 計画推進のために

1. 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している住民全員であり、支え合い、助け合いので きる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する自治組織やボランティア団体、NPO法人、事業所など多様な担い手の活動が必要です。

第4期計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められます。

2. 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、第4期計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係する すべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を広く住民 に周知し、普及に努めます。

3. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、 地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

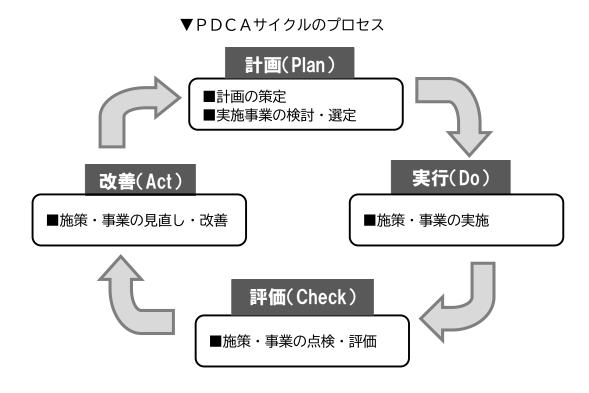
第4期計画の目的を達成するために、地域福祉活動への住民参画とともに、計画の 各分野で東北町社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。

このため、東北町社会福祉協議会と相互に連携しながら、第4期計画に基づく各施策を推進します。

4. 計画の進行管理、点検・見直し

第4期計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

そのため、年度ごとに事業の利用実績の推移や効果、効率性など、計画の進行管理を行い、点検していく必要があり、そうした評価をもとに、事業の見直しを行うPD CAサイクルに基づき、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施を図ります。



資料編

1. 計画策定について

(1) 東北町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、東北町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、東北町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。
- (1)計画の策定及び、見直しに関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1)福祉関係者
 - (2) 民生児童委員
 - (3)保健・医療関係者
 - (4)地域住民の代表者
 - (5)関係行政機関の職員
 - (6) その他町長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から、当該計画策定が終了する年度の末日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を総理し、会務を代表する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 東北町地域福祉計画策定委員会名簿

	区分	機関・団体名	役職	氏名	備考
1	社会福祉関係	社会福祉協議会	会長	原子正徳	©
2	社会福祉関係	障害者支援施設 上北療護園	園長	*************************************	
3	民生·児童委員 代表	民生委員児童委員協議会	会長	はち もり りゅう じ八森 龍 次	
4	民生·児童委員 代表	民生委員児童委員協議会	副会長	てい えき かず こ 逓 駅 和 子	
5	保健・医療関係	医療法人社団良風会 ちびき病院	理事長	ま せ ゆたか 間 瀬 豊	
6	保健・医療関係	保健協力員協議会	会長	こま みね のり こ 駒 嶺 詔 子	
7	地域住民代表	町内会(乙供本町)	会長	*************************************	0
8	地域住民代表	町内会(旭町)	会長	つる が さき とし み 鶴ケ崎 敏 美	
9	学識経験者	老人クラブ	会長	かっち はる お 甲 地 春 男	
10	行政機関関係	保健衛生課	課長	・ だし たい き 萠 出 大 樹	
11	行政機関関係	高齢介護課	課長	就がないより たか 蛯 名 義 孝	
12	行政機関関係	福祉課	課長	はやし ひろ ゆき 林 博 幸	

[※]敬称略。◎は委員長、○は副委員長。

2. 用語解説

用語	説明
か 行	
共助	地域や市民レベルでの支え合いのこと。非営利団体や協同組合等による事業 やボランティア活動などのシステム化された支援活動のこと。
協働	ある共通の目的に対し、複数の個人や集団が協力して目標達成を目指してい く関係のこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。
公助	行政による救助・支援のこと。様々な公的サービスにより、個人では解決で きない生活諸問題に対処すること。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
互助	互いに助け合うこと。当事者の周囲にいる近しい人が、自身の発意により手 をさしのべること。家族や友人、近隣住民、これらの方たちが、自発的にか かわること。
子育て世代包括支	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施を目的としたセンタ
援センター	一。保健師や利用者支援相談員が配置され、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談対応や、必要な情報提供・助言・保健指導などを行っている。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団
\	のこと。
さ 行	
災害時要援護者 	災害時などにおいて、必要な情報の把握、安全な場所に避難するなど、一連 の行動をとるのに支援を要する高齢者、障がいのある方、医療ケアが必要な 人々などの総称のこと。
自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から自分たちの地域は自分たちで守るために 活動することを目的に結成する組織。
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
自助	自分で自分を助けること。他人の力によらず、当事者である自分(本人)の 力だけで課題を解決すること。
シルバー人材セン ター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
生活困窮者自立支 援制度	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度。
生活支援コーディネーター	生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う人。
成年後見制度	認知症や知的障がいその他の精神上の障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度。

用語	説明
た 行	
縦割り	組織が上下関係を中心に運営されること。ここでは、高齢者や障がい者といった支援対象者ごとになっている福祉サービスのこと。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期(昭和22年から昭和24年頃)に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025(平成37)年には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
地域包括ケアシス テム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。 主な業務は、①包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
な行	
日常生活自立支援 事業	認知症、知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な方の日常生活を 援助する制度福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、通帳等の書類の預 かりなどを援助する事業。
認知症カフェ	認知症高齢者等や家族、地域の方や医療・介護の専門職等誰もが気軽に参加 でき、交流や情報交換をする場。
ノーマライゼーシ ョン	障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。
は行	
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁(バリア)を除去する必要があるという考え方。
避難行動要支援者	災害時の避難などに支援が必要な方。具体的には高齢者、障がい者、傷病者 など。
福祉有償運送	NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交 通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所などを目的 に有償で行う車による移送サービス。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題(生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般)についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

用語	説明
や行	
ヤングケアラー	「ケアラー」とは、高齢、障がい、疾病などにより援助を必要とする親族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている方であり、そのうち 18 歳未満の方を「ヤングケアラー」という。
ら行	
老人クラブ	生きがいと健康づくりのための多様な社会活動など、心身の健康増進と、高齢期の生活を豊かなものとすることを目的とした自主的かつ中立的な高齢者の団体。
ABC	
NPO	ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。Nonprofit Organization の略。
PDCAサイクル	施策や事業についての P (Plan:計画)・ D (Do:実施)・ C (Check:点検・評価)・ A (Action:改善に向けた行動)のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

東北町第4期地域福祉計画

発行年月:令和6年3月

発 行:東北町福祉課

〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目 32-484

電話 0176-56-3111 (代表) FAX 0176-58-1200

URL http://www.town.tohoku.lg.jp/